

「瀬戸内海クルーズ推進会議」の設立

瀬戸内海クルーズ推進会議
第一回全体会議 配布資料
(平成30年12月13日開催)

①設立の趣旨

我が国におけるクルーズが進展しつつある中、瀬戸内海や瀬戸内海を囲む諸港、諸地域において、瀬戸内海独自の魅力、特色を活かした独自のクルーズ振興を図り、瀬戸内海が世界的に知名度の高い「エーゲ海」や「カリブ海」等に並ぶブランド力の高いクルーズの海となることを目指す。

そして、その取組みを通じて当該海域・地域の振興を目指すとともに世界に誇れる主要な観光圏としての地位向上を目指す。

※「瀬戸内海クルーズ」の定義

一般的なクルーズの概念にとらわれず、瀬戸内海の魅力、特色を活かした多様なクルーズサービス、体験機会を提供出来るよう、以下の特徴を有するクルーズ、観光体験の出来るものを「瀬戸内海クルーズ」と定義する。

- 1) 瀬戸内海において、クルーズ船の大・小、外航・内航を問わず、カジュアルクラスからラグジュアリークラスまで、さらにその上のハイエンドな観光客層に対し、満足度の高い多様な観光周遊、観光体験の機会を提供する。
- 2) 海域でのクルーズにとどまらず、瀬戸内海に浮かぶ諸島への上陸により観光体験の機会を提供する。
- 3) 一般的なクルーズ船の定義にとらわれず、当該海域を航行する定期航路等の旅客船も瀬戸内海クルーズの構成要素ととらえ、オプションなクルーズ、観光体験の機会を提供する。
- 4) 瀬戸内海を囲む諸地域においては、その寄港地を拠点に、瀬戸内海により育まれた歴史的・文化的魅力に富んだ多様な観光体験の機会を提供する。

②設立の背景

瀬戸内海には数多くのクルーズ船の寄港が可能な港湾が存在するもののクルーズ船の寄港地が一部の港湾に限定されていること等、瀬戸内海全体としてクルーズ船寄港による各種需要をうまく取り込めていない状況である。

また、瀬戸内海のクルーズ振興についても、国、自治体、民間団体等が個別に取り組んできており、関係者が一体的にクルーズ振興するためのまとまった推進母体が存在しておらず、対外的に「瀬戸内海クルーズ」を発信する機能が不足していた。

このため、関係諸港を有する各地域が「瀬戸内海クルーズの振興」を共通の旗印として連携してその取組みの推進と対外的な発信を行い、瀬戸内海クルーズのブランド力の向上を図ることが必要である。

同時に、各地域でクルーズ船社や観光客目線での諸港の受入れ環境の改善に取り組むとともに、諸港を拠点にアクセスできる観光資源の充実、質の向上に取り組む、瀬戸内海クルーズとして発信する内容の充実により各地域が連携することが必要である。

瀬戸内海クルーズの振興に向けた発信、圏域全体としてのサービス内容のボトムアップを図るためには、各地域において港の役割や地域の観光的特徴を踏まえ工夫をこらした応用的取組みを順次積み上げていくとともに、そのための推進体制づくりも必要である。

③瀬戸内海クルーズ推進会議の設立について

- ・瀬戸内海としてのまとまりを持った推進母体となりうる「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」の組織のもとに、瀬戸内海クルーズの振興に資する活動を行う「瀬戸内海クルーズ推進会議」（以下「推進会議」という）を設立する。
- ・推進会議は参加を希望する会員及び会員が推薦する民間団体等により構成する。
- ・推進会議の事務局は、中国地方整備局、四国地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局に置くものとする。なお、総括事務局は中国地方整備局とする。

④推進会議の主な活動内容

- ・瀬戸内海クルーズ振興のための施策提案
- ・瀬戸内海クルーズの広報
- ・その他関連する業務

⑤瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会 要綱改訂 新旧対照表

※改訂箇所のみ記載

現行	改訂（案）
<p>第一章 総 則 （活動） 第 3 条 本協議会は、第 1 条の目的を達成するため次の活動を行う。 （1）瀬戸内海の多様な資源の掘り起こし。 （2）協議会の活動指針に資する活動。 （3）地域振興のためのネットワーク化の提言及び協力。 （4）共通の課題に関するシンポジウム・勉強会等の開催。 （5）意見交換・討議（情報交換）の場の提供。 （6）機関誌・パンフレット等の作成。 （7）本協議会の目的達成のための各種事業化の推進。 （8）その他、関連する活動。</p>	<p>第一章 総 則 （活動） 第 3 条 本協議会は、第 1 条の目的を達成するため次の活動を行う。 （1）瀬戸内海の多様な資源の掘り起こし。 （2）協議会の活動指針に資する活動。 （3）地域振興のためのネットワーク化の提言及び協力。 （4）共通の課題に関するシンポジウム・勉強会等の開催。 （5）意見交換・討議（情報交換）の場の提供。 （6）機関誌・パンフレット等の作成。 （7）本協議会の目的達成のための各種事業化の推進。 <u>（8）瀬戸内海クルーズの振興に資する活動。</u> <u>（9）その他、関連する活動。</u></p>
<p>第四章 組 織 （組織の構成） 第 12 条 本協議会は総会、幹事会、担当者会、及び地域ブロック会の 4 種の会議と実行委員会、パイロットグループ及び事務局より構成する。</p>	<p>第四章 組 織 （組織の構成） 第 12 条 本協議会は総会、幹事会、担当者会、及び地域ブロック会の 4 種の会議と実行委員会、パイロットグループ、<u>瀬戸内海クルーズ推進会議</u>及び事務局より構成する。</p>
	<p>第四章 組 織 <u>（瀬戸内海クルーズ推進会議）</u> <u>第 22 条の 3 瀬戸内海クルーズ推進会議（以下、「推進会議」という）の構成員は、推進会議に参加を希望する会員及び会員が推薦する民間団体等により構成する。</u> <u>2. 推進会議の代表者は、構成員の互選により決定する。</u> <u>3. 代表者は、議事その他の会務を統括する。</u> <u>4. 推進会議は、第 3 条（8）の目的を達成するために必要な活動を行う。</u></p>
<p>第六章 雑 則 第 26 条 本要綱に定めない事項については、幹事会において決定する。 付 則 この要綱は、平成 3 年 5 月 30 日から施行する。</p>	<p>第六章 雑 則 第 26 条 本要綱に定めない事項については、幹事会において決定する。 付 則 この要綱は、平成 3 年 5 月 30 日から施行する。</p>

付 則 この要綱は、平成7年5月18日から施行する。 付 則 この要綱は、平成9年5月15日から施行する。 付 則 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。 付 則 この要綱は、平成20年5月16日から施行する。 付 則 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。	付 則 この要綱は、平成7年5月18日から施行する。 付 則 この要綱は、平成9年5月15日から施行する。 付 則 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。 付 則 この要綱は、平成20年5月16日から施行する。 付 則 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この要綱は、平成30年6月1日から施行する。</u>
--	---

⑥今後の進め方

本総会で瀬戸内海クルーズ推進会議の設立について承認後、推進会議への参加を希望する会員を募り、平成30年8月を目途に推進会議を設立する。

(参考)

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会 組織図

